

令和5年2月14日

一般貸切旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

埼玉運輸支局  
自動車運送事業監査室

(1) 行政処分等の年月日	令和5年2月14日
(2) 事業者の氏名又は名称	武陽観光バス株式会社（法人番号：7030001060678） 代表者 出牛 潔
(3) 事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地	(事業者) 埼玉県本庄市児玉町金屋1281-4 (本社営業所) 埼玉県本庄市児玉町金屋1281-4
(4) 行政処分等の内容	文 書 警 告
(5) 主な違反の条項	道路運送法第94条第1項
(6) 違反行為の概要	令和4年11月14日及び令和4年12月5日、定期的な監査を実施。1件の違反が認められた。(1)報告義務違反(道路運送法第94条第1項)
(7) 違反点数付与状況	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数 0点 当該事業者の累積点数 0点

注 違反点数については過去3年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について2.(4)但し書き参照)

令和5年2月14日

一般貸切旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

栃木運輸支局  
自動車運送事業監査室

(1) 行政処分等の年月日	令和5年2月14日
(2) 事業者の氏名又は名称	有限会社アイケートラベル (法人番号: 7060002019381) 代表者 大塚 栄
(3) 事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地	(事業者) 栃木県鹿沼市西沢町361-3 (本社営業所) 栃木県鹿沼市西沢町361-3
(4) 行政処分等の内容	処分日車数30日車のため、一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準3. (6)により文書警告
(5) 主な違反の条項	旅客自動車運送事業運輸規則第38条第2項
(6) 違反行為の概要	令和4年10月28日及び令和4年12月23日、定期的な監査を実施。3件の違反が認められた。(1) 初任運転者に対する適性診断受診義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則(以下「運輸規則」)第38条第2項)、(2) 運行管理者に対する講習受講義務違反(運輸規則第48条の4第1項)、(3) 報告義務違反(道路運送法第94条第1項)
(7) 違反点数付与状況	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数 3点 当該事業者の累積点数 3点

注 違反点数については過去3年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について2. (4) 但し書き参照)